

主 文

被告人を無期懲役に処する。

未決勾留日数中440日をその刑に算入する。

理 由

(犯罪事実)

第1 被告人は、金品窃取の目的で、令和5年12月11日頃、愛知県知多郡a町b番地cA方に侵入し、その頃、帰宅した同人(当時52歳)に発見されるや、金品を得ることを含む目的のため、殺意をもって、腕で同人の頸部を絞め、よって、その頃、同所又はその敷地内において、同人を頸部圧迫により窒息死させて殺害した上、同人所有又は管理の自動車運転免許証等9点及び軽四乗用自動車1台(スズキワゴンR、初度検査平成23年11月)を強取した。

第2 被告人は、前記日時頃から令和5年12月28日頃までの間に、前記Aの死体を同人方から南側雑木林まで運搬した上、同死体の上に掛け布団及びマットレス等を被せて隠匿し、もって死体を遺棄した。

第3 被告人は、現金を強取しようと考え、令和6年1月8日午前3時38分頃から同日午前3時41分頃までの間、愛知県半田市d町e丁目fBにおいて、同店従業員C(当時56歳)に対し、手に持ったノコギリ状の鋭利な部分のある工具を突きつけ、「金を出せ。」などと言い、同人を押し倒すなどの暴行、脅迫を加え、その反抗を抑圧した上、同店オーナーD所有の現金約8万9000円を強取し、その際、前記Cに全治約10日間を要する右母指切創及び右中指表皮剥離の傷害を負わせた。

(争点に対する判断)

第1 住居侵入・強盗殺人、死体遺棄事件(判示第1、第2)について

検察官が、被告人が判示第1、第2を行った旨主張するのに対し、弁護人は、被告人はAの友人であり、その夜逃げに協力しただけで、同人の殺害等には一切

関与していない旨主張する。

同事件の争点は、①Aが何者かに殺害された上、物品が奪われ、死体が遺棄されたか（事件性）、②①の犯人が被告人か、また、犯人が被告人である場合、③金品窃取の目的の侵入か、④実行行為及び殺意の有無、⑤実行行為時に金品強取の目的があったか、である。

1 争点①（事件性）について

(1) 証拠によれば、令和6年1月13日（以下、特に明記しない限り「1月」は同年1月を示す。）、判示第1のA方及びその周辺で警察の検証が行われ、A方南側雑木林の斜面で、Aの遺体が、マットレスを乗せられた状態で発見されたことが認められる（甲1）。

遺体の解剖をした法医学者E（以下「E医師」という。）は、眼瞼結膜や頭部に多数の溢血点、溢血斑が見られることなどから、頸部圧迫による窒息死として矛盾せず、また、首つり自殺で生じる強いひも状の痕が食い込む様子がみられないことなどから、他為（他殺）として矛盾しないとの所見を示している。

(2) このような発見状況や医師の所見に照らすと、Aが何者かに殺害されたことは明らかである。発見現場が約38度の急斜面であることなどの状況に照らすと、殺害現場が同所とは考え難く、何者かが死体を発見現場まで運搬して遺棄したと認められる。

(3) 判示第1の自動車（以下「本件自動車」という。）やキャッシュカード、クレジットカード、自動車運転免許証等の物品は、被告人が後記の職務質問時に乗車ないし所持していたものであるが、これらの物品についての事件性は、争点②（犯人性）で併せて検討する。

2 争点②（犯人性）について

(1) 関係証拠から、以下の各事実が認められる。

ア Aは、本件事件当時、人材派遣会社に入社し、派遣先事業所で勤務していたと

ころ、令和5年12月11日（以下、特に明記しない限り「12月」は同年12月を示す。）、就業後の午後7時36分頃、書店で漫画等を買った。これが、Aが生存していたことを明確に確認できる最後の時刻である。

イ 翌12日午前6時11分、Aのメールアドレスから、派遣元の上司Fに、熱を測ったら38.4度あり病院に行くので休みをもらいたい旨のメールが送信された（甲20、22、F証言）。

ウ 同日、被告人は、本件自動車に乗って、愛知県東海市のGに赴き、午後4時頃に入店して、Aの健康保険証を使って同人名義の会員証を作成し、午後6時頃まで滞在して、店内でWordを使用するなどした（甲30、41、180、被告人質問）。

被告人は、「失踪宣言書」と題し、「私、Aは（中略）今後の身の振り方を考えたいので失踪します。」「旅の中で考えが固まったら必ず帰ってきますので探さないでください。（※下線部ママ）」などとタイピングし、「A」の印を押した文書を作成し、その後、A方に置いた（これがAの依頼に基づくものか否かは争いがある。）。A方にパソコンやプリンターがなかったことや、当時の被告人の生活状況からすると、被告人は、前記G来店時に、Wordを使用して失踪宣言書を作成したと認められ、この点は被告人も自認している（甲1、被告人質問）。

エ 12月17日午後8時2分、Aのメールアドレスから、Fに、「今後の人生のことを考えて仕事を辞めさせていただきます。」などのメールが送信され、同月19日まで、Fとの間で辞職や有給休暇の消化等のやりとりが交わされた。Aのメールアドレスからのメッセージには、電話で話すと決意がゆらぐなどの内容があり、Fから、一度は話したいなどと返信されても、これを断る旨のメッセージが送信された（甲20、22、F証言）。

オ 令和5年12月19日午後3時6分から7分頃、黒づくめの人物が、愛知県大府市のHのATMで、A名義のキャッシュカード2枚を使用した（暗証番号が異

なり出金はされていない。甲173、175)。

なお、被告人は、上記のカード使用を否定するが、被告人が後記の職務質問時に上記のカードを所持していた一方、12月19日に第三者が上記のカードを所持していたことをうかがわせる事情は一切見受けられない。また、防犯カメラ画像の黒づくめの人物と被告人の背格好に矛盾はみられず、被告人が指摘する、画像上の人物の左右の手の使い方(被告人は左利きである。)についても、上記の人物が左利きであるとしても特に不自然とはいえない。上記のカードを使用したのは被告人であると認められる。

カ Aの遺体発見後、目の高さに巻かれたガムテープの粘着面から、被告人の反対指紋(非粘着面の上に粘着面を重ねることで、非粘着面の指紋が転写されるもの)が1つ検出された(甲61、151)。

また、遺体は長袖シャツの上に作業着を着た状態であったところ、検視の際、作業着を脱がしたところで、右肩付近から、ひもの部分がちぎれたと思われるスナップフックが発見され、そのスナップフックの付着物から、被告人のDNAが検出された(甲71、171、I証言)。

(2) Jの証言

以前被告人と交際したことがあり、12月28日から1月12日にかけて被告人と行動を共にしていたJは、同日早朝、静岡県焼津警察署管内で被告人と共に本件自動車内にいたところを同警察署のK警察官らに職務質問された際、K警察官に対し、「SOS」「らちされています」「人をころしてるかのうせいがあるので、しげききしないよう」などと書かれた紙片2枚を渡した。間もなく被告人は、Jへの監禁の容疑で緊急逮捕された(甲152、168、169、証人K)。

ア 証言の概要

Jは、公判廷において、被告人と合流した日に、合流してすぐの車内とホテルに滞在したときの2回にわけて、被告人から、人を殺した旨告げられたとして、

要旨以下のとおり供述する。

合流した際、被告人が、人を殺したかもしれないなどと言った。ホテルでは、「山の奥のほうにあるおうち（空き家とも言っている）で物色していたところ、車の音がして隠れた」「ドアが開く音がして、見たら人がいて、もみ合った」「もみ合いのときに、（右腕を体の前で縦に曲げ、その内側に挟んだ左腕を横に曲げて自分の体のほうに引き寄せる、いわゆるチョークスリーパーの動作をしながら）「首絞めて殺した」「殺した人は男性」などと言った。なぜ殺したとわかるのか尋ねると、「何回かその現場に行ったからわかった」などと答えた。「私も殺したいと思わない？」と問いかけると、「1度、自分の腕の中で人をあやめたことがあるから、それを私（J）でしたくない」などと答えた。そのほか、「死体をマットレスの下に隠した」とも言い、「いなくなったことによって、周りが気付くんじゃないか」と聞くと、「スマホで連絡をしたので大丈夫だ」、「メモに残した」などとも言った。

イ 証言の信用性

Jが、被告人が怖くて逃げられずに行動を共にしていた旨述べる一方、12月28日に被告人と合流する経緯、被告人との連絡状況やその後の行動状況、これらに関するJの供述態度等に照らすと、Jと被告人の関係は十分に明らかになったとは言い難く、Jの証言の信用性は、相当慎重に検討する必要がある。

しかし、犯行告白の内容のうち、被害者方が山の奥にあること、被害者が車で帰宅したこと、死体を遺棄したこと、メモを残したことは、現場の状況やAの遺体の発見状況（死体がマットレスの下に置かれていたこと、12月11日退勤時の服装であったこと）、A方内に失踪宣言書が置かれていたこと、Aが車通勤であったこととよく符合している。

殺害方法も、被告人から聞いたとされる首の絞め方について具体的に動作を交えて証言しており、その態様は当然に想像されるものとはいえない上、E医師の

証言（Aが腕で絞められたことで頸部圧迫により窒息死することや、首に着衣の痕が残ることは十分考えられ、右側頸部のみ着衣の痕が付いていたことは、縄ではなく腕で首を絞めたことにより、頸部に力の加わる部分が左右で異なったからとみれば矛盾しない旨）とも整合する。

Jが警察官に渡したメモの内容や、緊急逮捕時に被告人がAの身分証明書等を所持していたことから、警察がAの所在を捜査し、現場検証で被害者の遺体を発見したなどの捜査経過からすると、Jがあらかじめ捜査機関から言われた情報を基にして犯行告白に係る供述をしたなどともうかがわれない。

これら客観的事実やE医師の証言との整合が全て偶然の一致によるとはおよそ考え難く、Jの犯行告白に関する供述には高い信用性が認められる。

ウ これに対し、弁護人は、J証言について、パニック障害をもつJが殺人の告白を受けてもパニック発作を起こさず冷静であったと証言したこと、被告人と行動をともにする中では親密さを感じさせる行動をとっており、防犯カメラの映像でも怯えた表情はしていないこと、警察官に渡したメモはJの演出であること、これまで被告人に首を絞められたなど虚偽の通報を常習的に行ってきたことなどを主張し、Jの供述は信用できないと主張する。

しかし、パニック障害は、驚くような話を聞いてパニックを起こすなどという障害ではなく、犯行告白を聞いてパニック発作を起こさないからといって特段不自然とはいえない。また、以前のJの通報に関する事件で被告人が不起訴処分になったからといって、それが直ちにJの通報が虚偽であったことを意味するものではないし、メモが演出であるとの主張も合理的な根拠に欠けている。被告人との合流後の写真や映像には、親密な様子とも受け取れるものがあり、両者の関係性が必ずしも明らかでないのは前記のとおりであるが、前記のとおり、Jが被告人から聞いたという犯行告白の内容は具体的で、捜査の結果判明した事実関係とも一致しており信用性が高いということに変わりはない。弁護人の主張を検討し

ても、犯行告白を聞いたという証言部分の信用性は否定されない。

(3) 前記(1)及び(2)の検討

ア 前記(1)のとおり、死体に巻かれていたガムテープから被告人の指紋が検出され、スナップフックの付着物から被告人のDNAが検出されているところ、Aが生きて行動できる状況で、前記のように目の周りにガムテープがまかれたり、衣服の間にスナップフックが入り込むことは考えにくい。これらは、Aの死後又は行動不能後に被告人がAに接触したことを強くうかがわせるものであり、両者が重なっていることはこの推認を一層高める。第三者による殺害後に被告人が死体を遺棄したなどの事情が一切うかがわれないうことと併せると、この点は、被告人の殺害への関与とも結びつく事情でもある（もともと、なにゆえ服の間にスナップフックがあったかなどは判然とせず、殺害に関する推認力は限定的である。）。

また、被告人は、最後にAの行動が確認された12月11日の翌日には、Aの車でGに赴き、Aの身分証を利用して同人名義の会員証を作成するなどし、12月19日にAのキャッシュカードを利用してATMの操作をし、1月12日の職務質問時にはAの車に乗車し、Aの物品を所持していた。このように、被告人は、Aの生存が最後に確認された翌日から、通常は人に渡さないと思われるAの物品を利用しており、Aの殺害やAの物品を不正に取得したことをうかがわせる事情といえる。また、Fとの間で交わされた、12月17日から同月19日の退職に関するメッセージは、殊更にFとの電話を避けているとみざるを得ないものである（被告人は、このやりとりにつき、Aから依頼されたとした上で、自らが行ったことは認めている。）。

イ これらの事実経過に加え、Jの供述する犯行告白の内容は、前記のとおり、その客観的事実や医師の所見との整合が、偶然の一致とはおよそ考え難い程度のものであり、被告人が実際に犯行に及んだからこそ、そのような犯行告白があったと考えるのでなければ説明が著しく困難である。

ウ 以上によれば、被告人が第1及び第2の犯行の犯人であり、Aから第1の物品を不正に取得したことが強く推認される。

(4) 被告人の供述について

ア 供述の概要

令和2年頃、Aがコンビニでトイレに忘れた財布を、拾って声をかけたことから知り合い、その後コンビニで複数回顔を合わせて話をする中で親しくなった。Aから、小児性愛の嗜好や闇バイトから抜けられないなどの悩みを相談されていた。Aの人生が行き詰まっていると考え、夜逃げして、以前自分が勤務しようとした千葉の会社で住み込みで働くことを提案したところ、Aは夜逃げを決意した。

Aに、関東は公共交通機関が発達しているため車は不要と伝え、他方で被告人はJと行動するのに車が必要だったことから、Aから有償で車を借り受けた。

12月10日、Aの留守中にA方を訪れて帰宅を待っていると、複数人の男たちが来てAを探しており、闇バイトの関係者だと思った。翌11日、夜逃げる準備中、児童ポルノがいくつか出てきて、その内容がひどいので、言葉強めに注意したところ、Aが怒り、ゴムひもを手にして襲い掛かってきた。ゴムひもで首を絞められ、取り合い、もみ合いになってゴムひもがちぎれた。その際に被告人のDNA片がゴムひもに付いたのだと思う。その後、Aと和解した。

翌12日、仕事を休むことにしたAが、どのように職場へ連絡すればいいかわからないと言ったので、代わりにメールを送ったが、その後に電話で上司とやりとりしたのはAである。不審者がいつ来るかわからないので、夜を待つ間、Aとドライブをした。

同日、AとともにGまで車で行き、被告人一人で店内に入り、Aの身分証を使って会員証を作成し、闇バイトの者らに追及をあきらめさせるため、失踪宣言書を作成した。その後、A方へ戻り、Aと別れた。その際、Aの退職手続や有給休暇取得のために、Aの携帯電話機を預かった。

後日、失踪宣言書が本件自動車内に置いたままだったのに気付いて、これを置きにA方へ行ったところ、Aの身分証等が入った財布を拾った。千葉県のある会社に行くはずのAに渡しに行こうと思って財布等を持ち続けた。

イ 供述の検討

被告人は、Aが中国エステ店で不当に脅され、弁償金の支払いや、そのための自動車窃盗の運転手役等の闇バイトを強いられていたと供述する。しかし、Aの銀行口座の取引履歴等を見ても、弁償金調達のための借入れ等はいくつかはあり、休日以外の日中又は夜間は仕事に出てほとんど欠勤もない状態であった。加えて、弟のLは、Aが土地の売却代金として890万円余りを得られる予定であったと証言した。このような事実から、Aが何者かから多額の金を請求されていたとか、夜逃げを考えるような状況は認められないし、闇バイトに関与していることをうかがわせるような事情も被告人の供述以外に存在しない。闇バイトや夜逃げに関する被告人の供述は、それ自体不自然である。

また、Aは、12月10日に生鮮食品を購入し、翌11日は書籍やDVDを購入・レンタルするなどし、遺体が発見された1月13日には冷蔵庫内に生鮮食品等が残っていた。被告人の供述によれば、12月10日より前に夜逃げを行う旨決まっていたのであり、周囲に気付かれないようにするといっても、これらの行動や状況は夜逃げを行う者の行動として整合しない。

なお、被告人がAと知り合った経緯についても、弟のLや、Aと付き合いの長いFが、Aのことを大人しい性格と証言していることなども踏まえると、コンビニで数回会っただけの被告人と個人的な悩みを打ち合える関係性を築くまでに至ったというのも不自然さが否めない。

また、被告人の供述によれば、12月10日の時点で夜逃げは決まっており、不審な男性らがA方に来ていたとまでいうのに、最終出勤日である12月11日に辞職の準備を進めた様子はいくつかはわからない。被告人は12月17日以降、Aを

装ってFに辞職や有給休暇取得を申し出、19日にAの有給休暇カードをAの職場へFAX送信しているが、これらをわざわざAから携帯電話を受け取ってまで被告人が代行するのも不自然である。

このように、被告人の供述は、その中核部分につき内容が不自然不合理な点が多々見受けられ、客観的な証拠や他の者の証言とも整合せず、到底信用することができない。

(5) 弁護人ないし被告人の主張

弁護人ないし被告人（以下、「弁護人」とまとめる。）は、被告人が犯人ではないことを示す事情があるとして、ア）被告人以外の真犯人がうかがわれる、イ）12月12日以降にAが生存していた、ウ）被告人が強盗殺人の犯人とみるには不合理な事情がある旨主張する。

ア 真犯人（複数犯）に関する主張

弁護人は、複数の真犯人を示唆する証拠があると主張し、その根拠として、①A方敷地に白色塗料がまかれており、Aの遺体の前頭部にも白色塗料が付着していた、その白色塗料は、現場の状況や天候から1月1日以降にまかれたと考えられる一方、12月28日以降、被告人はJと行動を共にしておりアリバイがある、②遺体に巻かれたガムテープからAの指紋が検出されていないことは、Aが複数犯から押しえつけられるなどして抵抗できない状態にあったことを示す、③A方に多数の手袋痕があった旨を主張する。

しかしながら、①につき、遺体の実況見分調書に、白色塗料様のものが遺体の前頭部に付着していたという記載はあるものの、その後の検視を担当したI警察官や解剖を行ったE医師はこれを否定し、遺体には白カビが付着していたと述べており、遺体に白色塗料が付着していたとは認められない。また、A方敷地内の白色塗料について、弁護人の主張を検討しても1月1日以降に撒かれたと断定はし難く、この点をさておくとしても、誰がなんのために撒いたのか、殺人との関

係等は不明であり、いかようにも考えられるから、被告人以外の真犯人が存在することを積極的に示唆するとはいえない。②につき、前記のとおりAの死後又は行動不能後にガムテープが貼られた可能性は十分ある。③につき、A方からは複数の手袋痕が認められたものの、それらが誰のものか、複数名のものかは明らかでない。

イ 12月12日以降もAが生存していたとの主張

弁護人は、①12月12日以降のAの携帯電話機からのメッセージ送信や発信から、Aが携帯電話のロックを解除したと考えられる、②Aと通話したFが、通話の相手はAと認識していた旨主張する。

しかしながら、①につき、Aの携帯電話機は発見されておらず、ロックの有無や解除方法が不明である以上、Aの携帯電話機が12月12日以降も使用されているからAが生存していたという関係は導かれぬ。②につき、Fは、12月12日にAの病休に関してAの携帯電話と通話した際、電話の相手がAであることに疑いは持たなかったと供述するが、他方でのどが痛そうにして「はい、はい」などとだけ言っていたとも述べているし、この通話の時点で、相手がAを装った別人などと想定するはずもなく、Fの供述をもって、同日にAが生存していた根拠ということもできない。

ウ 行動の合理性に関する主張

弁護人は、一見すると被告人に不利な証拠は、むしろ被告人が犯人でないことを示すとして、被告人が、①判示第3のコンビニ強盗に用いた衣服等は、犯行後直ちに捨てたのに、強盗殺人の被害品とされるAの身分証を持ち続けていた、②A方と第3の犯行現場であるコンビニの距離は近く、強盗殺人を犯した者が、その約1か月後、わざわざ現場付近に戻ってくるのは不自然である、③廃車寸前の軽自動車である本件自動車のために殺害する動機はない旨主張する。

しかしながら、①につき、コンビニ強盗は、その性質上、直後に発生が明らか

になるため、犯人である痕跡を直ちに消す必要があると考えられる一方、第1及び第2の事件は職務質問時まで発覚していないこと、下手に身分証等を捨ててしまえばかえって発覚につながる可能性もあること、身分証等に利用価値があること、②につき、コンビニ強盗の時点でAの事件が発覚していないのは上記のとおりであるし、土地勘がある場所を選んだと考えることもできる。①及び②の指摘をもって、既に認定、説示した諸事情があるにもかかわらず、被告人が犯人であることを疑わせる事情ということはできない。③につき、殺害後に移動・逃走する手段として自動車が必要となることは十分考えられる。

エ 以上により、弁護人の主張はいずれも採用することができず、弁論等におけるその他の弁護人及び被告人の主張も採用することができない。

(6) よって、判示第1及び第2の犯人は被告人であると認められる。

3 争点③（金品窃取の目的で侵入したと認められるか）

被告人が山の奥にある家を物色していた旨の話をJにしたと認められる一方、被告人とA相互の間に関係性が認められないことからすると、A方へ被告人が入る目的として、金品窃取以外の可能性は考え難い。被告人は本件当時借金を抱えており、職務質問時にJが持っていた現金を含めても所持金が乏しかったことなど、動機となり得る事情が存在していたことも併せ考慮すると、被告人は金品窃取の目的でA方に侵入したと認められる。

4 争点④（実行行為、殺意の有無）

(1) E医師が、眼瞼結膜等の溢血点や溢血斑から頸部圧迫による窒息と考えて矛盾ないとした上で、前記Jの証言に関して挙げた所見（腕を首に回して絞めたとの説明と矛盾しない）を述べていること、首に索条様のごく浅い陥凹が認められるが、生活反応に乏しく、右側にはみられないことから、これをもって死因とは非常に考えにくい旨述べていること、及び、殺害方法に関する前記Jの証言内容からすれば、被告人は腕でAの頸部を絞めて殺害したと認定できる。

(2) そしてE医師は、あくまで一般論と留保した上で、4、5分程度首を絞めれば人は死亡すると述べている。本件における時間経過は明らかでないが、それなりの時間は首を絞めたと認められ、そのような行為によって人が死亡する危険性があることは、通常十分想定し得る。仮に相手を殺害する意図までなかったとすれば、相手の力が抜けてきたなどの段階で止めることもできたはずであるのに、実際にAが首を絞められて死亡していることも併せて考えると、被告人には殺意があったと認められる。

5 争点⑤（強盗目的の有無）

前記3のとおり、被告人はA方に金品窃取の目的で侵入し、A殺害後は判示第1の物品を持ち出して、後日これらの一部を使用している。このように、金品を得る目的で侵入し、殺害後、そのまますぐに逃げることもなく、キャッシュカード、クレジットカードのように金品の出入れや購入に使用できるものも持ち去って、財産的価値のある物を取得するという意味で当初の目的を遂げているのであるから、この間の殺害時のみ金品を得る目的がなかったというのは不自然である。帰宅したAに見つかったことから、捕まりたくない、侵入時に予定していなかった自動車も足代わりにしたいといった気持ちが生じたことは推察されるものの、これらは金品奪取の目的と併存しうるものである。

よって、Aを殺害する際、被告人には、Aを殺害して金品を得る、すなわち金品強取の目的があったと認められる。

第2 強盗致傷事件（判示第3）について

1 被告人は、公判開始後、被告人質問に先立って、判示第3の強盗致傷の実行犯は自分である旨述べるに至っており、他の証拠からもこの事実は認められる。もっとも、①示した凶器が公訴事実記載の「刃物」か、変形した金ヤスリか、②被害現金が公訴事実記載の8万9436円かなど、犯行態様や被害内容には若干争いがある。また、③弁護人は、コンビニ強盗を主導したのはJで、被告人は心理

的に支配されていた旨主張し、被告人も、Jから、また警察に虚偽申告をするなどと脅されて犯行に及んだ旨供述する。

- 2 ①の凶器の性状につき、被害者であるCは、片側にノコギリのような歯が付いている細長い工具だった旨証言し、事件直後の診療録にも、「のこぎりのような刃物で切りつけられた」という記載がある（甲170）。防犯カメラの映像上、凶器に歯がついているか否かは確認できないが、Cは、歯は細かかったと供述しており特に矛盾はない。数針縫うなどの怪我の状況も考慮すれば、示された凶器は判示第3のような工具だったと認められる。

②の被害現金につき、防犯カメラの映像上、被告人が、犯行終了直前、レジ左側の小銭のようなものを1回拾っている動作が映っている一方、その前にキャッシュドローワーを開いた後、バラの小銭をケースごと床に放り出し、それらを拾わずドローワー内へ何度か手を伸ばす動きも見受けられること、被害店側の確認時に発見されていない硬貨もある可能性に加え、取得した現金に関する被告人の供述も併せて考慮し、被害現金は約8万9000円と認定した。

③のJの主導等につき、Jの関与に関する被告人の供述は、被告人が被害店を出た直後、近づいてくる新聞配達バイクを奪って乗り去ったのはJであるとする点においてCの供述に反し、そのほか被告人の供述を裏付けるに足りる証拠もない。また、この点の被告人の供述は、Jの証人尋問終了後になされたものであるが、この段階で供述に至った理由も不自然である（被告人は、Jが正直に話すのを待っていた旨供述するが、前記1の供述は、長期にわたる公判前整理手続を経た後、かつ公判の途中でなされたものであり、また、Jの尋問時に告白を促すような質問も見受けられない。）。この点に関する被告人の供述は信用することができず、弁護人の主張は採用できない。

（量刑の理由）

- 1 量刑の中心となる強盗殺人につき、被告人は、侵入後、被害者に発見されて殺害

に及んだもので、計画性はなかったと認められるものの、頸部を相応の時間腕で締めつけて殺害した態様は冷酷である。犯行によって被害者が殺害された結果は、言うまでもなく取り返しのつかない重大なものである。被害者は、真面目に会社勤務を続ける生活を送る中、帰宅後に突然襲われてこの世を去るに至ったもので、実弟の処罰感情が厳しいのは全く無理からぬところである。被告人は、いわゆるヤングケアラーとして成人までを過ごしたと供述しており、不遇な環境が人格形成に何らかの影響を及ぼした可能性はあるが、本件は、成人して久しい被告人が自らの判断で行った犯行であって、上記の点は量刑上酌むべき事情とはなり得ない。加えて、被告人は、被害者の遺体を雑木林内に遺棄し、マットレスを被せるという、死者の尊厳を損なう行動に及んでいる。失踪宣言書の作成や勤務先への辞職の連絡等の偽装工作を行うなど、犯行後の行動も悪質である。この犯行のみをみても、被告人の刑事責任は重大である。

2 強盗致傷の犯行につき、まずもって、強盗殺人から一か月も経たないうちに、再び金銭欲しさにコンビニ強盗に及んだことは強い非難に値する。顔を隠し、被害者に示す凶器を準備したこと、入店して素早くレジに近づくや、レジを開けるため、従業員である被害者の名札を狙うなどの態様からは、計画性がうかがわれる。殊更怪我を負わせる意図はなかったと認められるものの、押し倒されるなどしながらもレジを開けられないよう必死に制止を続ける被害者を排除してレジを開け、現金を奪った態様は執ようである。現金約8万9000円という被害額も少額でない。Jが犯行を主導した旨の主張を採用できないのは既に説示したとおりであり、仮に、Jが本件をあらかじめ知っていたり、何らかの関与をしていたとしても、本件を実行した被告人の刑事責任に影響は及ばない。

3 以上に加え、被告人は、強盗致傷については謝罪と反省の言葉を述べているものの、強盗殺人につき被害者を貶めるような不合理な供述に終始し、強盗致傷についてもJに責任を転嫁するような供述をする被告人の供述から、反省の態度を看取

ることはできない。

その上で、同種事案（処断罪は強盗殺人、単独犯、処断罪と同一又は同種の罪1件）の量刑傾向も併せて考えると、前科がないことを踏まえても、本件について酌量減軽が相当とはいえない。

よって、被告人を主文の刑に処するのが相当と判断した。

令和8年3月10日

名古屋地方裁判所刑事第1部

裁判長裁判官 坂 本 好 司

裁判官 平 手 健太郎

裁判官 藤 井 茜